

2019年5月29日

株式会社ディファクトスタンダード 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



ご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より2019年2月15日付回答書を拝受いたしました。まずは、当法人の要請の趣旨をご理解いただき、当法人の申し入れに対応した改訂をご検討いただいておりますことに御礼申し上げます。

もっとも、以下の事項につきましては再度改訂をご検討いただきたく、改めて申し入れをさせていただきますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

敬具

第1 ブランディア利用規約18条4項

【申し入れの趣旨・理由】

本規約によれば、査定中に貴社の過失により故障が生じた場合にも、かかる故障が補償の対象外となります。これは、貴社の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任の全部を免除する規約であり、消費者契約法8条1項1号、3号により無効です。

現状有姿での取扱いをするための規定であるとのことですが、商品の経年劣化等

による故障が賠償の対象外であることが明らかになる形で修正して頂きますようお願いいたします。

第2 ブランディアポイント規約7条

【申し入れの趣旨・理由】

本規約によれば、例えば、第三者の不正利用による規約違反が生じ、これが利用者本人の利用とみなされた場合（本規約（1））、貴社が一方的に利用停止を必要とする相当の事由が生じたと判断した場合（本規約（3））のように、利用者に帰責事由が認められない場合であっても当該利用者のポイントが失効することになり、本規約（1）（3）の事由に該当することをもってポイント失効を正当化することはできません。

したがって、本規約は、民法の一般原則に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり消費者契約法10条により無効です。

つきましては、同条の趣旨を踏まえて修正して頂きますようお願いいたします。

以上のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上